

四街道市使用料条例の一部を改正する条例

四街道市使用料条例（昭和61年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の6都市公園の項(2)有料公園施設使用料の目イ庭球場使用料（1面につき）の節を次のように改める。

イ 庭球場使用料（1面につき）

区 分	単 位	一 般	中学校・高等学校生徒
総 合 公 園	2 時 間	8 4 0 円	6 2 0 円
そ の 他 の 公 園	2 時 間	4 2 0 円	3 1 0 円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の四街道市使用料条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。